

退職時の証明（法第22条第1項）

労働者が退職した場合に在職中の契約内容等について証明書の交付を請求したときは使用者は遅滞なく、これを交付しなければなりません。
なお、労働者の請求しない事項を記入してはいけません。

■退職証明書の交付

